

上海駐在員事務所だより

2012年 春号



3月11日 追悼のためライトアップされた上海環球金融中心

目次

- I. レポート ～中国企業の人民元建て対外決済にかかる規制緩和について～
- II. 上海で開催される主な見本市・展示会等情報（2012年5月～7月）
- III. コラム ～「元気な日本」を元気にPR～

I. レポート

中国企業の人民元建て対外決済にかかる規制緩和について

1. はじめに

2012年3月2日に、中国人民銀行より「輸出貨物貿易の人民元建て決済における企業管理に関する通達」が公表された。

従来、人民元建て対外決済のうち、中国からの貨物輸出代金の決済については、当局の認定を受けた「輸出試行企業」（約6万7千社）のみに認められていたが、今回の通達によって、輸出経営資格を有する全ての中国企業が取扱可能となる。

ただし、この規制緩和の開始時期は、今回の通達で新たに導入される「重点監督管理リスト」の決定および公表の後とされており、実際の運用開始時期は未確定であるが、本件については、以下の通り、取り急ぎレポートする。

2. 通達の名称および主な内容

今回公布された通達は、中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会の6部署連名による、「人民元建て輸出貨物貿易決済における企業管理に関する問題についての通達」（銀発「2012」23号、以下「23号通達」という。）である。

表1. 23号通達の主な内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・人民元建て貨物輸出決済の取扱いを、輸出試行企業に限定することを撤廃・人民元建て貨物輸出決済において、「重点監督管理リスト」制度を導入・今回の規制緩和は、「重点監督管理リスト」の決定・公表後に開始 |
|--|

3. 規制緩和の概要

従来、中国からの貨物輸出における人民元建て決済は、中国全土で約6万7千社の「輸出試行企業」のみに取扱いが認められてきたが、今回の通達により、経営範囲に貨物輸出業務を含む企業全てが取扱可能となる。

人民元建て対外決済は、2009年7月に一部地域で試験導入されて以来、対象となる地域および適用範囲が徐々に拡大されてきたが、今回の通達により、重点監督管理リストの公表後には、中国の全地域で、輸出入貿易およびサービス貿易等の全てにおいて、これらの業務が経営範囲に含まれている企業全てが取扱可能となる。

4. 重点監督管理リストについて

23号通達では、人民元建て貨物輸出貿易決済を行う企業のうち、リスクが高いと認められる企業に対して、一定の制約を設けることが定められている。下表2.の基準によって企業を選定する「重点監督管理リスト」を新たに導入し、対象企業には、決済手続時の審査が強化されたり、輸出代金の国外留保を禁止する等の制約が課される。

表 2. 重点監督管理リストの選定基準

直近 2 年以内に以下の行為があること。

- ・ 輸出税還付の詐取、脱税、増値税専用インボイスの虚偽発行、または虚偽発行された増値税専用インボイスの受取
- ・ 上記事項の疑いによる、税務機関および公安等による立件、調査
- ・ 密輸等、税関監督管理における重大な違反行為
- ・ 金融管理規定における重大な違反行為
- ・ 対外貿易に関する法令における重大な違反行為
- ・ その他の重大な違法行為

5. 今回の規制緩和の開始時期

23 号通達において明示された今回の規制緩和は、「重点監督管理リスト」の公表後に開始することとされており、その時期は未定である。同リストの公布までは、従来同様、輸出試行企業以外の企業は人民元建て貨物輸出貿易決済を行うことができない。

6. 終わりに

為替リスクの回避や、他通貨への交換に伴うコストの抑制等、人民元建て対外決済の導入によるメリットが注目を集めている。その他にも、人民元建て貿易決済においては、通関および輸出増値税還付における書類照合の必要が無いほか、輸出貿易決済において、外貨建ての場合のように受取資金を「審査待ち口座」に一旦入金せず、輸出企業の人民元口座に直接入金可能であるなど、実務上の利便性もある。

人民元建て対外決済は、2009 年 7 月の試験導入以来、取扱金額が着実に増加しているが、今回の規制緩和により、更なる利便性の向上及び取扱金額の増加が見込まれている。

以 上

1. 法律上、会計上の助言：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 著作権：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
3. 免責：本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。

Ⅱ. 上海で開催される主な見本市・展示会等情報（2012年5月～2012年7月）

見本市・展示会等名	会 期	ホームページ等
バイオテク チャイナ 2012	2012年5月9日 ～ 5月11日	http://www.chinainfo-jp.com/expo/bunseki.html
SIALCHINA2012（中国最大の食品・飲料関連見本市）	2012年5月9日 ～ 5月11日	http://www.sialchina.com/
上海世界旅游博覧会	2012年5月10日 ～ 5月13日	http://www.worldtravelfair.com.cn/
中国国際高齢者福祉サービス博覧会	2012年5月17日 ～ 5月19日	http://www.china-aid.com/index_jp.html
中国住宅設備・建材総合展示会	2012年5月23日～ 5月26日	http://www.jetro.go.jp/j-messe/tradefair/InternationalBuilding_31855
中国国際模具技術設備展覧会	2012年5月31日～ 6月3日	http://www.dmcexpo.com/
PCIM Asia (パワーエレクトロニクス、インテリジェントモーション、電力特性等の最新技術展)	2012年6月19日～ 6月21日	http://www.pcim-asia.com/ch/PCIM/For_exhibitors_Welcome.html
中国国際モーター展示会	2012年6月26日～ 6月28日	http://www.motor-china.org/motor/index.html
ハイニッケル中国	2012年6月26日～ 6月28日	http://fiasiachina.ingredientsnetwork.com/
上海国際工作機械見本市	2012年7月3日～ 7月6日	http://jp.eastpo.net/

※各見本市・展示会等の開催時期や内容等は、主催者により変更、延期、中止されることがあります。詳細については、直接各主催者等にお問合せの上、ご確認願います。

Ⅲ. コラム

「元気な日本」を元気にPR

今年、日中国交正常化 40 周年の年であり、中国国内でも様々な記念行事が予定されています。その幕開けともなるイベント『元気な日本』展示会が、2月16日から北京会場を皮切りに、上海、香港で開催されました。

本イベントは、日中両国国民の交流拡大と相互理解の増進を目的に、外務省、都道府県、企業等が官民一体となって開催されたもので、各会場ともに関係者の予想を上回る来場客があり、北京会場には約2万7千人、上海メイン会場には約3万2千人、サブ会場には約2万人と、たくさんの来場客で賑わいました。各会場では、宮城県、福島県、岩手県等の東日本大震災の被災県をはじめとした自治体等がブースを出展し、観光・産業等のPRを行うとともに、東日本大震災からの復興に向けた取組みについても紹介されました。

日本の四季折々の風光明媚な観光地の紹介とともに、日本の魅力と元気をPRするため、日本の食、産業技術、ポップカルチャー、アニメ、ファッション等の魅力も幅広く発信されました。特に青年層の日中交流を深化する観点から、有名アーティスト等によるJ-POPコンサートやファッションショー等も開催され、会場には、日本への憧れを抱いた中国の若者が多数訪れていました。

日本と中国の国交正常化は、1972年9月29日に北京で行われた「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」（日中共同声明）の調印式において、日本の田中角栄、中国の周恩来両首相が署名したことにより成立しました。実は中国にとって今年、日本以外にも多くの国と、国交を正常化してからの区切りの年を迎えています。韓国およびイスラエルとは国交を樹立して20周年、ドイツ、トルコ、メキシコとは、日本と同様に国交正常化40周年を迎えます。特に中国市場開拓において、日本としのぎを削っている韓国やドイツも、様々な記念行事を企画しており、多くの交流行事の中で、国同士の相互理解をより深めようと努めている点からも、改めて中国を重要視していることがうかがえます。

是非、魅力ある「元気な日本」をPRして、日中交流をより盛んにしていきましょう。



『元気な日本』展示会 in 上海」宮城県ブース